

FRESH



税理士受験ハイパー・トレーニング

年間スケジュール

17年9月号 酒税法講義について、酒別の判定等(1)	18年2月号 理論関係(1)
10月号 酒別の判定等(2)	4月号 理論関係(2)
12月号 酒別の判定等(3)	6月号 模擬テスト
	8月号 直前模擬テスト

酒税法

税理士
松井 力

模擬テスト

〔第一問〕—30点—

甲法人は、滋賀県にA製造場、東京都にB製造場を有し、A及びBの両製造場において清酒の製造免許を受けている（清酒以外の酒類の製造免許は受けていない。）ほか、埼玉県にC倉庫を有している。

甲法人は、A製造場からC倉庫に清酒を移出し、C倉庫から酒類販売業者に清酒を移出したが、その後、当該清酒が酒類販売業者からB製造場に返品された。

ところで、次の場合における酒税法の課税上の手法又は手続について述べなさい。

- 1 A製造場からC倉庫に清酒を移出し、更にC倉庫から酒類販売業者に移出したとき
- 2 酒類販売業者からB製造場に当該清酒が返品されたとき

〔第二問〕—30点—

次の各酒類について、種類・品目及びその判定理由を述べなさい。

- 1 米及び米こうじに、水以外の物品を加えていない連続式蒸留しょうちゅう（アルコール分30度）、とうもろこし及び清酒かすを加えてこした酒類（アルコール分14度、エキス分50度）に、みりんかす及び水を加えてこした酒類（アルコール分13度、エキス分44度）
- 2 発芽させた大麦1,200kg、大麦800kg、ホップ5.5kg、でんぷん400kg、水及びカラメル2kgを原料として発酵させた発泡性のある酒類12,000ℓ（アルコール分5度、エキス分4度）を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分92度）し、水を加えた酒類1,000ℓ（アルコール分60度、エキス分0.1度）に、色素、香料及び水を加えた酒類1,500ℓ（アルコール分40度、エキス分0.1度）
- 3 米（200kg）、米こうじ（150kg）、麦（50kg）及び水を原料として発酵させた酒類750ℓ（アルコール分8度、エキス分5.5度、発泡性なし。）
- 4 かぼちゃ、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分75度）して水を加えた酒類500ℓ（アルコール分44度、エキス分0.5度）に、もち米500kg、米こうじ200kg（こうじ米180kg）、麦250kg、きび200kg、こうりゃん200kg、でんぷん30kg及び水を原料として発酵させてこした酒類3,000ℓ（アルコール分10度、エキス分5度）と水を加えた酒類4,000ℓ（アルコール分13度、エキス分3.7度）
- 5 糖類300kg、ホップ1kg、タンパク質分解物1kg、カラメル1kg及び水を原料として発酵さ

- せた発泡性を有する酒類2,000ℓ（アルコール分5度，エキス分4度）
- 6 レモン，ぶどう糖及び水を原料として発酵させた酒類3,300ℓ（アルコール分13度，エキス分5度）に，なつめやしの実を発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分90度）した酒類80ℓ（アルコール分45度，エキス分0.1度）と水を加えた酒類3,875ℓ（アルコール分12度，エキス分4度）
- 7 グレープフルーツ果汁及び果糖を原料として発酵させた酒類（アルコール分15度，エキス分6.5度）に，炭酸水を加えた酒類で発泡性を有する酒類（アルコール分11.5度，エキス分5度）
- 8 ①に②及び炭酸水を加えた酒類で発泡性を有する酒類4,600ℓ（アルコール分8度，エキス分0.2度）
- ① さつまいも500kg，米こうじ100kg及び水を原料として発酵させてこしたアルコール含有物を単式蒸留機で蒸留し，分みつをした砂糖1kg及び水を加えた酒類300ℓ（アルコール分25度，エキス分0.5度，着色又は着香はない。）
- ② 発芽させた小麦及び水によって大麦を糖化させて発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分92度）し，水を加えた酒類500ℓ（アルコール分59度，エキス分0.1度）

〔第三問〕－40点－

次の〔資料〕に基づいて，関東酒造株式会社（平成15年3月以前から全酒類の製造免許を製造場所所在地の所轄税務署長から受けている。）が製造している酒類について同社の平成18年4月分の酒税に関し，①税率，②課税標準数量，③酒税額，④控除を受けようとする酒税額，⑤納付すべき酒税額について，計算過程を明確にして求めて下さい。

なお，酒税法第30条（戻入の場合の酒税額の控除等）の適用がある場合には，平成18年4月分の酒税納税申告書で控除するものとする。

〔資料〕

- 1 関東酒造株式会社（以下「関東酒造」という。）が製造した酒類の種類・品目を，平成17年度中（平成17年4月1日から平成18年3月31日）の移出数量及び平成18年4月中に当該製造場から移出した数量は，次表のとおりである。

（注）イ 平成17年度中及び平成18年4月に移出した数量は，特記している場合を除き戻入れ数量控除後の数量である。

ロ 平成18年4月に移出した数量には，特記している場合を除き未納税又は輸出のために移出した数量を含んでいない。

ハ 所轄税務署長の手続等（申告，承認，届出）を要するものは，すべて完了している。

- 2 特記事項は，次のとおりである。

- (1) 商品Aについては，次表のほか，見本用の容器に詰め替えて，平成18年4月8日に100本（容器の容量360ml）を移出した。

また，平成18年3月10日に酒類販売業者（卸売業者）である甲株式会社に課税移出されたもののうち，平成18年4月21日に800本（容器の容量720ml）が返品され，酒類小売販売業者である乙株式会社によって製造場内に持ち込まれた。

- (2) 商品Bについては，次表のほか，平成18年4月中に製造場の見学者に1,000本（容器の容量633ml）を有料で，130本（容器の容量633ml）を無料で試飲させた。

また，次表のほか，平成18年4月1日に酒類販売業者であるC株式会社に譲渡し製造場内

において引き渡した3,000本（容器の容量633ml）のうち、平成18年4月11日に480本が同社によって製造場の外へ搬出された。

- (3) 商品Cについては、次表の平成18年4月中の移出の内訳に、食品衛生法第28条第1項の規定により取去された10本（容器の容量700ml）が含まれている。

また、平成17年10月2日に未納税移出した2,100本（容器の容量700ml）について、未納税移出が認められるために必要な書類（未納税移入明細書）を平成18年1月分の酒税納税申告書に添付できなかったため平成18年4月2日までに提出する旨届出していたが、その期限までに当該書類を提出できなかったことから、その本数を次表の平成18年4月中の移出の内訳に含めている。

- (4) 商品Dについては、平成17年5月7日に酒類販売業者であるD株式会社に課税移出されたもののうち、平成18年4月7日に170本（容器の容量900ml）が同社から返品され、同日、製造場内において廃棄処分された。
- (5) 商品Eについては、次表のほか、飲食店営業者であるE株式会社が、贈答用とするため、平成18年4月25日に同社の社名入り容器3,000本（容器の容量750ml）に詰め替え、そのうち平成18年4月30日に1,500本を同社の店舗へ移出した。
- (6) 商品Fについては、次表の平成18年4月中の移出の内訳に、未納税移出した500本（容器の容量350ml）が含まれている。
- (7) 商品Gについては平成18年4月5日に酒税法第47条第1項の規定により申告した製造方法に従い2仕込分を製造しており、原料のブランデーについては酒類販売業者であるF株式会社が平成18年1月に保税地域から引き取り製造場に移入したもの（500本（容器の容量700ml））である。
- (8) 次表のほか、平成18年4月10日に酒類製造者であるG株式会社が移出した商品G350ml缶3本（その他の雑種、アルコール分8度）を製造場内に移入し、平成18年4月15日に研究用に供した。

(次表)

商品名 (品目)	平成17年度中の移出数量の内訳		平成18年4月の移出数量	平成18年4月中の移出の内訳		アルコール分、エキス分及び原料等
	課税移出数量	未納税移出数量		容器の容量	ケース及び本数	
A (清酒)	kℓ 1,200	kℓ 130	kℓ 25.20	ml 720	36,000本	アルコール分18.0度
B (ビール)	1,150	—	18.230	633	1,200ケース (24本入り)	アルコール分4.5度
C (果実酒)	890	70	2.45	700	3,500本	アルコール分6度 エキス分4度
D (合成清酒)	800	—	4.860	900	450ケース (12本入り)	アルコール分15度 エキス分6度
E (しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類との混和酒)	1,800	—	5.400	750	600ケース (12本入り)	アルコール分30度 原料：自社で製造した単式蒸留しょうちゅう乙類(1,500kℓ、アルコール分40度)、他の複数の製造者の製造場から平成18年2月1日に租税特別措置法第87

						条（清酒等に係る酒税の税率の特例）の適用を受けて移出されたしょうちゅう甲類（1,500kl, アルコール分20度） 原料酒類の混和日：平成18年4月20日
F （発泡酒）	1,200	120	3.600	250	600ケース （24本入り）	アルコール分3度（発泡性を有するもの） 1仕込当たりの原料：麦芽（952kg）、大麦（267kg）、小麦（118kg）、ホップ（3kg）、バナナ果汁（60kg）、水
G （その他の雑酒）	400	80	0.280	350	800本	アルコール分5.3度 1仕込当たりの原料：麦芽（450kg）、麦（788kg）、ホップ（2kg）、イチゴ果汁（520kg）、ブランデー（100ℓ、アルコール分40度）、水、炭酸ガス

税率 平成18年4月施行のもの、平成18年4月施行前のものの資料について添付されるが、今回は省略する。

解答

〔第一問解答〕

1 C倉庫の取扱いについて

C倉庫にA製造場から清酒を移出する場合において、酒税法第28条（未納税移出）第1項の本文の規定を活用することが考えられる。同項第3号に掲げる酒類の蔵置場は法令第32条（未納税移出の目的及び製造場等）で、同項第3号に規定する政令で定める製造場又は蔵置場に移入される酒類は、次の各号に掲げる目的で移入されるものとし、同号に規定される政令で定める製造場又は蔵置場は、当該各号に掲げる製造場又は蔵置場とする。第1号「自己の他の酒類の製造場又は蔵置場に移入するためのもの 当該酒類の製造場又は蔵置場」と規定されている。

蔵置場の設置については法令第29条（蔵置場の設置許可の申請等）により申請書に次に掲げる事項を記載した申請書を当該設置場所の所轄税務署長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 1 申請者の住所及び氏名又は名称
- 2 蔵置場の所在地、名称及び設備の状況
- 3 蔵置場を設置する理由並びに当該蔵置場に蔵

置する酒類の品目及び範囲

- 4 一定期間に限り設置しようとする場合には、その期間
- 5 その他参考となるべき事項

許可は、酒類の品目ごとに与えられ、酒税の取締り又は保全上必要があると税務署長が認めるときは、当該許可に期限を付し、又は蔵置する酒類の範囲について条件が付けられる。

未納税移出が認められると納税申告書を法定期限内に提出し、当該酒類が法第28条第1項各号に掲げる酒類に該当すること及び当該酒類が当該各号に掲げる場所に移入されたことについての明細を記載した書類として法令第34条第1項に定める書類を添付しなければならない。やむを得ない事情で申告書に添付できない場合には特例の規定が設けられている（法28条3項、4項）。

未納税酒類を移入した者は、所要の事項を記載した未納税移入申告書を当該移入した日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない（法28条7項、法令34条5項）。

未納税移出に関する特例（法28条の2）として「当該酒類の移出をした者と当該酒類を当該場所

へ移入をした者が同一である場合における当該移入をした場所の場合、当該酒類が法第28条第1項各号に掲げる酒類に該当し、当該酒類が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは同条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用する（法28条の2、法令34条の2第1項。）の規定が設けられている。

C倉庫が蔵置場として許可された場合には当該場所が当該酒類の製造免許を受けた製造場でないときは、これを当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなされる。よって記帳義務等の責任を負うとともに、蔵置場から酒類を移出したときは酒税の納税義務者となる。

2 戻入れ酒類とされる。

酒類製造者（甲法人）のA製造場で製造された清酒が同法人のC倉庫へ移出され、さらに当該倉庫から酒類販売業者へ移出された。後日当該酒類販売業者から当該清酒が甲法人のB製造場に返品された。この場合は「酒類製造者がその製造場から移出した酒類をその者の他の酒類の製造場に移入した場合」に該当し、この場合には、当該移入した製造場を当該酒類の移出に係る製造場と、当該移入を戻入れと、それぞれみなして、法第30条第1項の規定（戻入れ控除）を適用する（法30条2項）としている。この場合の「その者の他の酒類製造場」には、法第28条（未納税移出）第6項の規定等により、製造場とみなされた場所が含まないとされている（法令等解釈通達酒税法30条2項関係）。

【第二問解答】

番号	種類・品目	判定理由
1	みりん	米、米こうじ、水以外の物品を加えていないしょうちゅう甲類、とうもろこし及び清酒かすを加えてこした酒類（アルコール分14度、エキス分50度）はアルコール分15度未満、エキス分40度以上のものであるからみりに該当する。 この酒類にみりんかす及び水を加えてこした酒類（アルコール分13度、エキス分44度）は、アルコール分15度未満、エキス分40度以上であるのでみりに該当する。

2	スピリッツ	① 麦芽（発芽させた大麦）、麦（大麦）、ホップ、水、でんぷん、カラメルはビールの原料であるが政令で定める原料の重量（800kg+400kg+2kg=1,202kg）が麦芽の重量1,200kgの50%=600kgを超えているのでビールに該当しない。当該酒類は麦芽及び麦を原料の一部とした発泡性を有し、発泡酒に該当する。 ② ①の発泡酒には、ホップ及びでんぷんを使用されているので、当該酒類はウイスキーには該当しない。蒸留した酒類のエキス分は2度未満のものはスピリッツに該当する。
3	雑酒	米、米こうじ、麦及び水を原料として発酵させた酒類は、こしていないので清酒に該当しない。 当該酒類はアルコール分8度、エキス分5.5度で発泡性がないことから雑酒に該当する。
4	清酒	① かぼちゃ、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機で蒸留して水を加えた酒類（アルコール分44度、エキス分0.5度）はしょうちゅう乙類に該当する（法3条3号へ）。 ② 米（もち米）、米こうじ、麦、きび、こうりゃん、でんぷん及び水を原料として発酵させてこした酒類は、米の重量（500kg+180kg=680kg）で、麦、きび、こうりゃん、でんぷんの合計重量は（250kg+200kg+200kg+30kg=680kg）で米の重量を超えていないから、当該酒類は清酒に該当する。 ③ 清酒にしょうちゅう乙類及び水を加えた場合において、加えたしょうちゅうのアルコール分の総量は500ℓ×0.44=220ℓで混和後のアルコール分の総量は4,000ℓ×0.13=520ℓのことから混和後のアルコール分の総量に占めるしょうちゅうの割合は $\frac{220}{520}$ ×100=42.3%で百分の50を超えていないことから当該酒類は清酒とみなされる（法43条1項1号、法令50条2項）。
5	その他の雑酒	糖類、ホップ、たんぱく質物分解物、カラメル及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類でアル

		<p>アルコール分10度未満のものは「その他の雑酒」である(法4条1項雑酒)。</p>
6	果実酒	<p>① 果実(レモン),ぶどう糖及び水を原料として発酵させた酒類のアルコール分は15度未満であるので果実酒に該当する(法4条1項)。</p> <p>② なつめやしの実を発酵させたものを連続式蒸留機で蒸留したものでアルコール分45度のもはスピリッツに該当する(法4条1項)。</p> <p>③ 果実酒にアルコール(スピリッツ(法3条8号))及び水を加えたものはアルコール分12度であり,アルコールのアルコール分の総量(80ℓ×0.45=36ℓ)が,アルコールを加えた後の酒類のアルコール分の総量(3,875ℓ×0.12=465ℓ)に占める割合は$(\frac{36}{465} \times 100 = 7.7\% < 10\%)$となるので,混和後の酒類の品目は果実酒となる(法4条1項)。</p>
7	その他の雑酒	<p>① 果実(グレープフルーツ)及び果糖を原料として発酵させた酒類はアルコール分が15度で15度以上であるので果実酒に該当しない甘味果実酒に該当する。</p> <p>② 甘味果実酒に炭酸水を加えた発泡性を有する酒類はビール,発泡酒以外の酒類で発泡性を有するものに該当し,アルコール分が13度未満であるので「その他の雑酒」に該当する(法4条1項)。</p>
8	その他の雑酒	<p>① さつまいも,米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機で蒸留し,分みつをした砂糖1kg及び水を加えた酒類でエキス分が2度未満でアルコール分が26度未満のもので着色又は着香のないものはしょうちゅう乙類に該当する(法4条1項)。</p> <p>② 麦芽(発芽させた小麦)及び水によって大麦を糖化させて発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留したもので留出時のアルコール分が95度未満のもはウイスキーに該当する(法4条1項)。</p> <p>③ しょうちゅう乙類にウイスキー及び炭酸水を加えた酒類で発泡性を有する酒類は,アルコール分が13度未満のものは「その他の雑酒」に該当する(法4条1項)。</p>

当する(法4条1項)。

(第三問解答)

1 税率

商品名(品目)	計算過程	税率(円/kl)
A (清酒)	アルコール分18度未満 140,500+9,370×3	168,610
B (ビール)		222,000
C (果実酒)	アルコール分15度未満	70,472
D (合成清酒)	アルコール分16度未満	94,600
E しょうちゅう甲類 しょうちゅう乙類	アルコール分30度 $248,100円 + 9,924円$ $\times (30度 - 25度)$ $= 297,720円$	297,720
F (発泡酒)	麦芽使用割合 $\frac{952kg}{952kg + 267kg + 118kg + 3kg + 60kg}$ $\times 100 = 56\%$ $50\% < 56\%$	222,000
G (その他の雑酒)		69,148

2 課税標準数量

商品名(品目)	計算過程	課税標準数量(ml)
A (清酒)	<p>1 720ml×36,000本+360ml×100本=25,920,000ml+36,000ml =25,956,000ml</p> <p>2 税率の特例の判定 ①前年度実績 1,200kl<1,300kl ②当月分の税率の特例の適用数量 25.956kl ③当月分の税率の特例数量 25.956kl<200klのことから特例対象 特例税率 25.956kl</p>	25,956,000

B (ビール)	<p>1 $633\text{ml} \times (24\text{本} \times 1200\text{ケース} + (1,000\text{本} + 130\text{本}) + (480\text{本})) = 633\text{ml} \times 30,410\text{本} = 19,249,530\text{ml}$</p> <p>(注)製造場見学者に対する試飲は製造者の意志によるものであり、場内飲用は移出とみなされる(法6条の3第1項1号)。</p> <p>2 税率の特例の判定</p> <p>①前年度実績 $1,150\text{kl} < 1,300\text{kl}$</p> <p>②当月分の税率の特例の適用数量 $19,249,530\text{ml}$</p>	19,249,530	<p>甲類 $\frac{300\text{kl}}{900\text{kl}} \times 1,000 = 333$ (小数点以下切捨)</p> <p>乙類 $\frac{600\text{kl}}{900\text{kl}} \times 1,000 = 667$ (小数点以下切上)</p> <p>④各酒類の移出総量</p> <p>甲類 $6.525\text{kl} \times \frac{333}{1,000} = 2.17282\text{kl}$ (10ml未滿切捨)</p> <p>乙類 $6.525\text{kl} \times \frac{667}{1,000} = 4.35218\text{kl}$ (10ml未滿切上)</p> <p>計 6.525kl</p> <p>⑤ 税率の特例の判定</p> <p>イ 甲類のものは再移出控除適用酒類のため、特例の適用なし</p> <p>ロ 乙類</p> <p>①前年度実績 $1,800\text{kl} \times \frac{667}{1,000} = 1,200.6\text{kl} < 1,300\text{kl}$</p> <p>②当月分の税率の特例の適用あり $4.35218\text{kl} < 200\text{kl}$</p>												
C (果実酒)	<p>1 $(700\text{ml} \times 3,500\text{本}) - (700\text{ml} \times 10\text{本}) - (700\text{ml} \times 2,100\text{本}) = 2,450,000\text{ml} - 7,000\text{ml} - 1,470,000\text{ml} = 973,000\text{ml}$</p> <p>(注)①食品衛生法第28条第1項の規定により収去された酒類には酒税は課税されない(法6条の4)。</p> <p>②平成17年10月に未納税移出したが要件が不足したため課税されるものは、平成17年10月分の納税申告で処理される。</p>	973,000	<p>F (発泡酒)</p> <p>$250\text{ml} \times (24\text{本} \times 600\text{ケース}) = 3,600,000\text{ml}$</p> <p>未納税移出した分 $350\text{ml} \times 500\text{本} = 175,000\text{ml}$</p> <p>$3,600,000\text{ml} - 175,000\text{ml} = 3,425,000\text{ml}$</p>												
D (合成清酒)	<p>1 $900\text{ml} \times (12\text{本} \times 450\text{ケース}) = 4,860,000\text{ml}$</p> <p>2 税率の特例なし</p>	4,860,000	<p>G (その他の雑酒)</p> <p>$350\text{ml} \times 800\text{本} = 280,000\text{ml}$</p>												
E (しょうちゅう甲類) (しょうちゅう乙類)	<p>1 しょうちゅう甲類 2 しょうちゅう乙類</p> <p>(注)混和酒の分離計算</p> <p>①混和酒の移出数量 $750\text{ml} \times (12\text{本} \times 600\text{ケース}) + 750\text{ml} \times 1,500\text{本} = 6.525\text{kl}$</p> <p>②各酒類のアルコール分の総量とその合計</p> <p>甲類 $1,500\text{kl} \times 20\text{度} = 300\text{kl}$</p> <p>乙類 $1,500\text{kl} \times 40\text{度} = 600\text{kl}$</p> <p>計 900kl</p> <p>③混和割合(千分比)</p>	2,172,820 4,352,180	<p>3 酒税額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>商品名(品目)</th> <th>計算過程</th> <th>酒税額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 清酒</td> <td>$168,610\text{円} \times 2.595600\text{kl} \times 0.75 = 328,233\text{円}$ (特例税率)</td> <td>328,233</td> </tr> <tr> <td>B ビール</td> <td>$222,000\text{円} \times 19.24953\text{kl} = 4,273,395\text{円}$</td> <td>4,273,395</td> </tr> <tr> <td>C 果実酒</td> <td>$70,472\text{円} \times 0.973\text{kl} = 68,569\text{円}$</td> <td>68,569</td> </tr> </tbody> </table>	商品名(品目)	計算過程	酒税額(円)	A 清酒	$168,610\text{円} \times 2.595600\text{kl} \times 0.75 = 328,233\text{円}$ (特例税率)	328,233	B ビール	$222,000\text{円} \times 19.24953\text{kl} = 4,273,395\text{円}$	4,273,395	C 果実酒	$70,472\text{円} \times 0.973\text{kl} = 68,569\text{円}$	68,569
商品名(品目)	計算過程	酒税額(円)													
A 清酒	$168,610\text{円} \times 2.595600\text{kl} \times 0.75 = 328,233\text{円}$ (特例税率)	328,233													
B ビール	$222,000\text{円} \times 19.24953\text{kl} = 4,273,395\text{円}$	4,273,395													
C 果実酒	$70,472\text{円} \times 0.973\text{kl} = 68,569\text{円}$	68,569													

D 合成清酒	94,600円×4.860kl×特例 税率70%=321,829円	321,829
E しょうちゅう 甲類	297,720円×2.17282kl =646,891円	646,891
しょうちゅう 乙類	297,720円×4.35218kl ×0.7(特例税率) =907,011円	907,011
F 発泡酒	222,000円×3.425kl =760,350円	760,350
G その他の雑 酒	69,148円×0.28kl =19,361円	19,361
酒税額の合計額		7,325,639

4 控除を受けようとする酒税額

商品名 (品目)	計算過程	控除を受け ようとする 酒税額(円)
A 清酒	戻入控除 1 税率 168,610円 2 戻入数量 720ml×800本=0.576kl 前月の事績からみて移出 時の税率は特例の適用を 受けていない。 3 控除税額 168,610円×0.576kl =97,119円	97,119
D 合成清酒	戻入控除 1 税率 94,600円 2 戻入数量 900ml×170本=0.153kl 3 控除税額 94,600円×0.153kl×0.7 =10,131円 (注)廃棄処分については課 税の対象とされない。	10,131
E しょうちゅう 甲類	再移出控除 1 税率 198,480円 2 再移出数量 6.525kl 3 混和割合 $\frac{300kl}{900kl} \times 1,000 = 333$ (少数以下四捨五入) 4 アルコール度数による 数量	

	$\frac{30度}{20度} \times 1,000 = 1,500$	
5 再移出数量	$6.525kl \times \frac{333}{1,000}$ =2.172825kl $2.172825kl \times \frac{1,500}{1,000}$ =3.259237kl (1ml未満 切捨)	
6 控除税額	198,480円×3.259237kl =646,893円 特例税率を受けている。 646,893円×0.7 =452,825円	452,825
G ブランデー	原料使用控除 1 税率 409,000円(平 成18年1月当時の税率) 2 原料使用数量 100ℓ×2=200ℓ 3 控除税額 409,000円×0.2kl =81,800円 移入した「その他の発 泡性酒類」を研究用に供 したものについては記帳 義務があり、場内での使 用の場合にはみなし移出 の対象でないので課税さ れない。従って再移出控 除の対象にならない。	81,800
控除税額の合計額		641,875

酒税法

5 納付すべき酒税額

計算過程	納付すべき酒税額
7,325,639円-641,875円 =6,683,764円→6,683,700円 (百円未満切捨)	6,683,700円

●改正酒税法について

平成18年度税制改正により、酒税法関係は、抜本的に改正された。

ただし、その大部分の施行期日が平成18年5月1日であり、試験公告により示された適用法令日が「平成18年4月17日現在施行のもの」であることから、今回(第56回)の本試験では平成18年度改正事項は試験範囲外になるものと考えられる。